

平成十年厚生省令第十一号

精神保健福祉士法施行規則

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第三号から第九号まで、第二十八条、第三十八条及び同法附則第二条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則を次のように定める。

（法第三条第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号。以下「法」という。）第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第七条の厚生労働省令で定める者）

第一条の二 法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次項第一号において同じ。）において法第七条第一号に規定する指定科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限四年以上のものに限る。次項第三号及び第三項第三号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者

三 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限四年以上のものに限る。次項第三号において同じ。）において指定期科目を修めて卒業した者

四 法第七条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学において法第七条第一号に規定する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて、学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法による大学院において基礎科目を修めて当該大学院の課程を修了した者

三 学校教育法による専修学校の専門課程において基礎科目を修めて卒業した者

四 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学院の課程を修了した者

二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）による大学評価・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む。）

三 学校教育法による専修学校的専門課程を卒業した者

四 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限一年以上の研究科を修了した者

五 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者

六 旧高等師範学校規程（明治二十七年文部省令第十一号）による高等師範学校専攻科を卒業した者

七 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による高等学校若しくは高等女学校を卒業した者

八 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者

九 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

十 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の総合課程又は長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大학교の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改定する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十

四号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改定する法律（平成四年法律第六十七号）による改定前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改定する法律（平成九年法律第四十五号）による改定前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）

法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限三年以上のものに限る。次項及び第六項第一号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限三年以上のものに限る。次項及び第六項第一号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行つた者を除く。）とする。

法第七条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行つた者を除く。）とする。

法第七条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校的専攻科（修業年限三年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行つた専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行つた課程を卒業した者を除く。）とする。

二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二条第三号に規定する都道府県知事が指定する看護師養成所（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者

三 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十二条第一号に規定する都道府県知事が指定する作業療法士養成施設（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者

四 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）を修了した者を除く。）

法第七条第七号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校的専門課程（修業年限二年以上のものに限る。次項及び第九項第一号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。次項及び第九項第一号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者とする。

法第七条第八号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校的専門課程（修業年限二年以上のものに限る。次項及び第九項第一号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。次項及び第九項第一号において同じ。）において基础科目を修めて卒業した者とする。

法第七条第九号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校的専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）、専修学校的専門課程又は各種学校を卒業した者

二 保健師助産師看護師法第二十二条第二号に規定する都道府県知事が指定する准看護師養成所（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者（学校教育法第九十条第一項に該当する者に限る。）

三 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の特定専門課程又は職業能力開発大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

（指定施設の範囲）

第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第六百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者を除く。）をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
- 三 地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出しているものに限る。）
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 七 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 九 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十二 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十三 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- （試験施行期日等の公表）
- 第六条 精神保健福祉士試験の受験手続（精神保健福祉士試験の受験手続き）
- 第七条 精神保健福祉士試験を受けようとする者は、様式第一による精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第一号から第十号まで、第十三号及び第十五号に定める科目を免除する。
- （精神保健福祉士試験の受験手續）
- 第八条 法第九条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては第七条第一項に規定する精神保健福祉士試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第十条第一項に規定する指定試験機関に納付する場合にあっては法第十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。
- （受験手数料の納付）
- 第九条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士試験に合格した者には、合格証書を交付する。（合格証書の交付）
- 第十条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））
- 第五条 精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。
- 一 医学概論
- 二 精神保健福祉士試験の科目
- 三 心理学と心理的支援  
社会学と社会システム  
社会福祉の原理と政策  
地域福祉と包括的支援体制  
社会保障  
障害者福祉  
権利擁護を支える法制度  
社会福祉と福祉  
刑司法と福祉  
社会福祉調査の基礎  
精神医学と精神医療  
現代の精神保健の課題と支援  
精神保健福祉の原理  
ソーシャルワーカーの基礎と専門職  
精神保健福祉の基盤と専門職  
精神保健福祉の原理  
ソーシャルワーカーの理論と方法（専門）  
精神障害リハビリテーション論  
精神保健福祉制度論  
精神保健福祉制度論  
（試験科目の免除）

- 第六条 社会福祉士であつて、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第一号から第十号まで、第十三号及び第十五号に定める科目を免除する。
- （精神保健福祉士試験の受験手續）
- 第七条 精神保健福祉士試験を受けようとする者は、様式第一による精神保健福祉士試験受験申込書を厚生労働大臣（法第十条第一項に規定する指定試験機関が精神保健福祉士試験の実施に関する事務を行う場合には、指定期間内に提出しなければならない。）に提出しなければならない。
- （精神保健福祉士試験の受験手續）
- 第八条 法第九条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては第七条第一項に規定する精神保健福祉士試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第十条第一項に規定する指定試験機関に納付する場合にあっては法第十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。
- （受験手数料の納付）
- 第九条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士試験に合格した者には、合格証書を交付する。（合格証書の交付）
- 第十条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））

三 精神保健福祉士試験に合格した年月

(登録の申請)

**第十二条** 精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者（旅券その他の身分を証する書類の写し）

三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）

（登録申請書）

四 厚生労働大臣は、前条の申請があつたときは、精神保健福祉士登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が精神保健福祉士となる資格を有すると認めたときは、精神保健福祉士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に精神保健福祉士登録証を交付する。

五 厚生労働大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が精神保健福祉士となる資格を有しないと認められたときは、その理由を付し、精神保健福祉士登録申請書を当該申請者に返却する。（登録事項の変更の届出）

**第十三条** 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 中長期在留者及び特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類

三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本又は抄本

五 次条第一項の規定による精神保健福祉士登録証書換交付の申請又は第十四条第一項の規定による精神保健福祉士登録証再交付の申請は、前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて（精神保健福祉士登録証書換交付の申請）

**第十三条の二** 精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証の記載事項に変更があつたときは、精神保健福祉士登録証の書換交付を申請することができる。

六 前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書（前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書。第十五条第一項において同じ。）に精神保健福祉士登録証を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。（精神保健福祉士登録証再交付の申請等）

**第十四条** 精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、精神保健福祉士登録証の再交付を申請することができる。

七 前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書（第十三条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合には、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。）に第十二条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

八 精神保健福祉士登録証を汚損した精神保健福祉士が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十二条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該精神保健福祉士登録証を添えなければならない。

四 精神保健福祉士は、第一項の申請をした後、失った精神保健福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。（変更登録等の手数料の納付）

**第十五条** 国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十三条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

五 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

六 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。（死亡等の届出）

**第十六条** 精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者

二 法第三十二条第一号に該当するに至った場合 当該精神保健福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人

三 法第三条第一号又は第三号に該当するに至った場合 当該精神保健福祉士又は法定代理人（登録の取消しの通知等）

**第十七条** 厚生労働大臣は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

六 法第三十二条第一項又は第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、精神保健福祉士登録証を厚生労働大臣に返納しなければならない。（登録簿の訂正等）

**第十八条** 厚生労働大臣は、第十三条第一項若しくは第十六条の届出があつたとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。（規定の適用）

**第十九条** 法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十二条から第十四条まで、第十六条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十七条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

#### 附則

（施行期日）

一 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（受験資格の特例）

二 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 精神病院

二 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る。）

<p><b>三 保健所</b></p> <p>四 地域保健法に規定する市町村保健センター</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生 活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害 者地域生活援助事業を行う施設</p> <p>六 前五号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設</p> <p>七 平成十五年三月三十一日までは、第七条第二項中「法第七条各号のいずれか」とあるのは、「法 第七条各号のいづれか又は法附則第二条」とする。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年三月二六日厚生省令第二六号)</p> <p>1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、 これを取り繕つて使用することができる。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年九月一四日厚生省令第八一号)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、 これを取り繕つて使用することができる。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年三月二八日厚生省令第四九号)</p> <p>1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年三月三一日厚生省令第七一号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年三月二八日厚生省令第四九号)</p> <p>1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年九月一〇日厚生省令第一二七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十 三年一月六日)から施行する。</p> <p>(様式に関する経過措置)</p> <p>3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用 することができる。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号) 抄</p> <p>1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年三月二六日厚生労働省令第三八号) 抄</p> <p>1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用され ている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用 することができる。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年七月八日厚生労働省令第九四号)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三七号)</p>	<p><b>三 保健所</b></p> <p><b>四</b></p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年八月一〇日厚生労働省令第一五〇号)</p> <p>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六九号)</p> <p>この省令は、平成十八年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年一一月二二日厚生労働省令第一九三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日(平 成十八年十二月二十三日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年一月九日厚生労働省令第二号)</p> <p>この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施 行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置</b></p> <p><b>第四条</b> 施行日前に旧盲学校等の専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者は、精 神保健福祉士法施行規則第一条の二第六項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科(修 業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者とみなす。</p> <p>2 施行日前に旧盲学校等の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)を卒業した者は、精神保 健福祉士法施行規則第一条の二第九項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科(修業年 限二年以上のものに限る。)を卒業した者とみなす。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年一二月二十五日厚生労働省令第一五一号)</p> <p>この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年一二月二二日厚生労働省令第一〇八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年四月一一日厚生労働省令第五七号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年八月五日厚生労働省令第一〇三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成二十四年四月一日に規定する指定講習会を指定する省令の廃止)</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年八月五日厚生労働省令第一〇三号)</p> <p>この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成二十四年四月一日に規定する指定講習会を指定する省令(平成十三年厚 生労働省令第八八号)は、廃止する。</p> <p>(精神保健福祉士法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令の廃止)</p> <p><b>第二条</b> 精神保健福祉士法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令(平成十三年厚 生労働省令第八八号)は、廃止する。</p> <p>(精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第三条</b> この省令の施行の前に第一条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二条第六号に規 定する相談支援事業を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従 事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号に規 定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。</p> <p><b>第四条</b> この省令の施行の前に障がい者制度改進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉 施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法 律(平成二十二年法律第七十一号。以下「改正法」という。)による改正前の障害者自立支援法</p>
---	---

(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(児童デイサービスを行うものに限る)を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

#### 第八条 改正法附則第三十六条第二号前段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 改正法の施行の日(以下「改正法施行日」という。)前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下次項第一号並びに次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。)に在学し、改正法施行日以後に改正法施行日前の精神保健福祉士法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第一条第一項第一号に規定する要件に該当することとなつた者
- 2 改正法施行日前に学校教育法に基づく大学院に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第一項第二号に規定する要件に該当することとなつた者
- 3 改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校的専門課程(修業年限四年以上のものに限る。次項第三号並びに次条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第一項第三号に規定する要件に該当することとなつた者
- 4 改正法附則第三十六条第二号後段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - 1 改正法施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、旧施行規則第一条第一項第一号に規定する要件に該当することとなつた者
  - 2 改正法施行日以後に学校教育法に基づく大学院に入学し、旧施行規則第一条第一項第二号に規定する要件に該当することとなつた者
  - 3 改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校的専門課程に入学し、旧施行規則第一条第一項第三号に規定する要件に該当することとなつた者
  - 4 改正法附則第三十六条第二号前段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
    - 1 改正法施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第一号に規定する要件に該当することとなつた者
    - 2 改正法施行日前に学校教育法に基づく大学院に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第一号に規定する要件に該当することとなつた者
    - 3 改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校的専門課程に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第一号に規定する要件に該当することとなつた者
    - 4 改正法附則第三十六条第二号後段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
      - 1 改正法施行日以後に学校教育法に基づく大学に在学し、改正法施行日以前に学校教育法に基づく専修学校的専門課程又は各種学校に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第五項に規定する要件に該当することとなつた者とする。
      - 2 改正法附則第三十六条第五号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校的専門課程又は各種学校に入学し、旧施行規則第一条第五項に規定する要件に該当することとなつた者とする。

**第十一条** 改正法附則第三十六条第五号前段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校的専門課程又は各種学校に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第五項に規定する要件に該当することとなつた者とする。

**2** 改正法附則第三十六条第五号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校的専門課程又は各種学校に入学し、旧施行規則第一条第五項に規定する要件に該当することとなつた者とする。

#### 附 則 (平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日厚生労働省令第六三号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月六日厚生労働省令第二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二二日厚生労働省令第一二四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日厚生労働省令第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号) 抄

1 (施行期日) この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。



(様式に関する経過措置)

様式第一（第7条関係）

第7条関係

- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

取入印紙 (消印しないこと)		精神保健福祉士試験受験申込書											
フリガナ		※ 整理番号											
氏名(姓)		(名)											
生年月日		年	月	日	性別(※任意選択)			□男 □女					
郵便番号		一			本籍地	(外国籍の場合はその国籍等)			都道府県	本籍地コード			
フリガナ		都道府県											
現住所													
電話番号													
受験地		都道府県											
希望地													
□ 大学等大学等名 (3年制)		卒業年月 (見込み)						年			月		
短大等短大等名 + □ 実務経験 勤務先名 (1年以上)		卒業等年月						年			月		
短大等短大等名 [指定科目] (2年制)		職			従事期間			年 月～年 月			年 月～年 月		
短大等短大等名 + 勤務先名 (実務経験) (2年以上)		種						年 月～年 月			年 月～年 月		
□ 養成施設養成施設名		卒業年月 (見込み)						年			月		
受験資格に提出する 係る証明書に受験票の 代わる受験票の 提出		第			回			提出する 受験票の 番号					
社会福祉士であって試験科目免除申請の有無								□ 有□無			社会福祉士登録番号		
社会福祉士との同時受験の有無								□ 有□無					
身体に障害のある者等の受験上の希望								□ 有			□ 無		
上記により、精神保健福祉士試験を受験したいので申し込みます。													
年 月 日													
厚生労働大臣 殿													
指定試験機関代表者													

(裏)

連絡

勤務先 (登間等の連絡先)	名 称	所 属
		電 話 番 号
そ の 他 (締省先等の連絡先)	名 称 又は 氏 名	受験との関係
		電 話 番 号

受験資格及び添付書類

区分	大学等	大学の卒業者は又は大学教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認めた者(情報保護基準土法(以下「法」という。)第7条第1号)
短大等(3年制) + 実務経験(1年以上)	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証書 ・実務経験証明書又は実務経験証明書 ・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証書 ・実務経験証明書又は実務経験証明書	
短大等(2年制) + 実務経験(2年以上)	・卒業証明書又は修了証明書 ・2年間以上の実務経験を有するもの(法第7条第7号)	
養成施設	養成施設(短期は、一般)の卒業者(法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号又は第11号)	

備考 1 該する場合は、□に記入すること。  
2 整理番号欄に記入しないこと。  
3 指定検験試験欄に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収印票は貼らなくてよい。  
4 申込書類の提出は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に入ることと、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
また、年月日の訂正をする場合には、ブラシツチを消しゴムを使用し、消し残りの年月日を隠す。  
5 学年や教科完全に記入すること。  
6 年度別規定第2項の規定による上院大学への入学年月を記載する年月に代えて、学校教育法第102条第2項の規定による上院大学への入学年月を記載すること。  
7 過去の精神保健福祉士実験試験の受験票の交付を受けた者は（実務経験見込証明書、卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書の提出に当たる該受験票の交付を受けた者は）、あくまでも、既に該実験試験の受験票の提出を行った者として、実務経験見込証明書及び法附則第2条第5項（5年までの実験試験者）で、厚生省大臣の指定する認證会で修了したものとの規定により受験票の交付を受けたもの（を除く）については、当該実験試験の提出を行って実務経験見込書、卒業見込書、指定科目履修見込書の提出に代えることができる。  
8 実務経験見込書にあっては、勤務した方が、卒業実験見込書及び指定科目履修証明書にあっては、卒業校等の様、卒業した方がいるであること。  
9 実務経験見込書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅延なく、実務経験証明書を提出すること。  
10 卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後遅延なく、卒業実験見込書及び指定科目履修証明書を提出すること。  
11 社会福祉士であって試験科目の免除を申請する者は、社会福祉士登録証の写しを提出すること。  
12 用紙の大きさは、A4をすること。

样式第二(第11条閱

精神保健福祉士登録申請書						
(氏名)		(名)		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
(フリガナ)				※性別欄は、任意選択とする。		
(旧姓)				※旧姓欄は、通常欄ついては、精神保健福祉士登録登録簿及び精神保健福祉士登録証に旧姓と記載されるが、登録申請欄では通常の併記を希望する者は、記入すること。		
(通称)						
生年月日	年	月	日	本籍地 (外国籍の場合は、その国国籍)	都道府県	本籍地 府県コード
郵便番号	電話番号					
フリガナ						
現住所	都道府県					
試験に合格した年月	年	月	日	試験合格証書番号		
□ 指定の機関の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に図ることができない者						
□ 精神上以上の病に陥らせられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年経過しない者						
□ 精神保健福祉士登録手続(下記「 <u>1</u> 」の規定)の規定による精神障害の保健福祉又は福祉に関する法規の規定であつて精神保健福祉士登録手続令第1条第2項第2号により、前項の規定に付せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年経過しない者						
□ 法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者						
私は、精神保健福祉士登録を受けないで、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしないことを要し、精神保健福祉士法施行規則第11条の規定により申請します。						
年 月 日						
厚 生 労 働 大 国 会						
指定登録機関代表者 姓						
印入印紙(消印しないこと)						

備考 1 諸当する□は、と記入すること。

- 2 この申請書には、所定の登録料金欄に相当する取引紙又は領収書を添入すること。
  - 3 指定登録料金に該する場合は、所定の欄により登録料金を附入すること。
  - 4 この登録請求書は機械式操作での限り、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときは、必ず $\textcircled{1}$ の印を押用すること。
  - 5 文字等の訂正する場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
  - 6 用紙の大ささは、A4 ですとすること。

（總油保健藥社十周年由總三

(精神保健福祉空缺申消書)

受付年月日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## 様式第三(第13条関係)

精神保健福祉士登録事項変更届出書				
収入印紙	住所	登録年月日	登録番号	
(消印しないこと。)				
(フリガナ)				
氏名				
(旧姓)				
(通称)				
年月日				
厚生労働大臣 殿				
指定登録機関代表者				

精神保健福祉士法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

1 氏名、本籍地、その他の事項

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
本籍地(都道府県)				
氏名(フリガナ)				
氏名(旧姓)				
氏名(通称)				

※旧姓欄・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。

2 変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入(※希望しない場合は記入不要)

登録証書換交付を希望(※登録証を所持している方) → 登録証を併せて送付すること

登録証再交付を希望(※登録証を所持していない方) → 理由:□紛失 □その他( )

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。  
 2 該当する□は、□に記入すること。  
 3 1において、氏名、本籍地の都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。  
 4 2において登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて送付すること。  
 5 2において登録証の再交付を希望する場合は、その理由を記載すること。  
 6 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録事項変更届出書)			
氏名	(性)	(名)	個人番号

受付年月日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## 様式第三の二(第13条の2)

精神保健福祉士書換交付申請書				
収入印紙	住所	登録年月日	登録番号	
(消印しないこと。)				
(フリガナ)				
氏名				
(旧姓)				
(通称)				
年月日				
厚生労働大臣 殿				
指定登録機関代表者				

精神保健福祉士法施行規則第13条の2第1項の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。  
 2 旧姓及び通称について、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。  
 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(書換交付申請書)			
氏名	(性)	(名)	個人番号

受付年月日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## 様式第四(第14条関係)

精神保健福祉士登録証再交付申請書	
収入印紙 (消印しないこと。)	
住 所	
登録年月日	
登録番号 (フリガナ)	
氏 名	
(旧姓) 年月日生 (通称)	
精神保健福祉士法施行規則第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。	
理由	
年月日	
厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者	

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録証再交付申請書)			
氏名	(姓)	(名)	個人番号

受付年月日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日